

平成25年第1回宗像市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

日 時	平成25年3月18日（月） 10時00分 ～11時30分
場 所	宗像市役所2階 201会議室
出席者	委員：井上 禎男、櫻木 榮紀、上中 幸子、古賀 千種、前田 誠 市：総務課（石松課長、本田、吉田）、国保医療課（上島係長、北島）、福祉課（内田係長、村山）、市民課（下垣課長、白木係長）、健康づくり課（吉武係長、安部）、自然環境課（永島課長、梶木）、農業委員会（城野）、介護保険課（嶋田係長、福所）、保健福祉政策課（中村課長、占部係長、薄）、生活環境課（有吉）
欠席者	
次第	1 会長あいさつ 2 前回会議録（平成24年第3回）の確認 3 前回付議案件の報告（平成24年第3回分） 4 議題 （1）付議案件の審議（10件） （2）保有個人情報の目的外利用等に係る報告 5 その他 （1）次回開催日の調整

1 会長あいさつ（略）

2 前回会議録の確認（平成24年第3回分）

平成24年第3回の会議録について確認を行う。

会議録は、記録として残るものですので、「話し言葉」のところを「書き言葉」に修正していただきたい。（会議録の4か所の修正を行う）

・2ページの2行目「今回の調査は」を「今回の調査では」に修正した方が話の流れがつながりが良くなるので修正する。

・3ページの19行目「もし、悪用されるとしたらどんなことですか。」とあるが、なにが悪用されるかが重要なところなので「もし、記載された個人情報が悪用されるとしたら、どのような場合ですか。」に修正する。

・3ページの下から2行目の「想定されること」を「想定される場合」に修正する。

・3ページの一番下の行の「市民課や税務課しかもてない情報」を「市民課や税務課しか保有できない情報」と修正する。

平成24年第3回の議事録確認の署名は井上会長及び古賀委員にお願いします。

3 前回付議案件の報告（平成24年第3回分）

【総務課】24年11月の審議会でご審議いただいた2件については、11月22日に別紙写しのとおり市長に意見を提出しています。

4 議題

（1）付議案件の審議

第1号「平成25年度国民健康保険診療報酬明細書等の点検照会等業務の委託に係る個人情報の提供について」

【国保医療課】提案理由を説明。

【委員】提供する個人情報の件数が診療報酬明細書で393,200件、柔道整復療養費支給申請書で14,800件ということで、件数が多い案件ですが、これは、業者が市役所内で作業を行うということですか。

【国保医療課】業者は、国保医療課事務室内で業務を行います。

【委員】委託期間、作業を実施する人数はどうなっていますか。

【国保医療課】委託期間は、年度契約で4月1日から翌年3月31日までの契約期間です。

【委員】委託業者の選定はこれからするのですか。

【国保医療課】今回、審議会に新規で付議していますが、実は診療報酬明細書の点検業務は、平成19年度から委託をしてきており、審議会に諮る必要があることを認識していませんでした。委託業者が市役所内部で作業を行っていますし、市役所の外に個人情報を持ち出すことが無いため、認識が甘かったと思います。昨年、柔道整復療養費の点検業務を委託する際に、この審議会で審議いただきまして、25年度は、診療報酬明細書と柔道整復療養費の点検業務を一本化するため、また、来年度以降についても適正な対応を行うため、今回付議させていただくようになりました。

【委員】柔道整復の件は昨年夏に審議し、委託されているところですが、何か問題点はありましたか。

【国保医療課】特に問題はありません。

【委員】委託期間は、昨年の柔道整復とは異なるようですが。

【国保医療課】柔道整復の点検は昨年の途中から業務委託することとなりましたが、25年度については、両方とも年度を通じての委託となります。また、人員体制は毎日5名程度の予定です。パソコンで診療報酬明細の再審査、過誤調整を依頼しています。

【委員】取り扱っている情報は、いわゆるセンシティブ情報であり、個人情報の中でも特に慎重な取扱いが求められます。くれぐれも情報が外部に漏れることがないように、その監督は徹底して行ってください。

【委員】市役所内での業務であり、情報を外に持ち出すことはないので、比較的に業者に対する監督はしやすいのではと思います。

【国保医療課】業者への監督はしっかり行います。

以上の審議の結果、第1号は、提案のとおり承認された。

第2号「平成25年度生活保護診療報酬明細書等の点検照会等業務の委託に係る個人情報の提供について」

【総務課】第1号議案と同様の案件になりますが、生活保護の診療報酬明細書等の点検業務を委託することに係る個人情報の提供についてです。

【福祉課】提案理由を説明。

【委員】こちらも委託期間は年度となりますか。

【福祉課】4月1日から来年3月31日までの契約です。

【委員】「行旅病人・妊娠中絶」とありますが、行き倒れの方や妊娠中絶にも生活保護費から医療費が支給されるのですか。

【福祉課】行旅病人については、ホームレスの方などが、関西などに移動中に宗像市内で倒れて病院に搬送された場合などに市に連絡があります。そのようなケースは市の保護費から支給することになります。

す。また妊娠中絶についても医療行為になりますので、該当します。

【委員】委託業者はどのような業者ですか。

【福祉課】委託業者は、さきほどの国保医療課の業務と同様の業務であり、同じ業者となっています。

【委員】この件についても、センシティブ情報であり、個人情報の取り扱いは慎重に行う必要があります。委託業者への監督をしっかり行ってください。

以上の審議の結果、第2号は、提案のとおり承認された。

第3号「平成25年度及び平成26年度の市民課受付等業務の委託に係る個人情報の提供について」

【市民課】提案理由を説明。平成19年に国の公共サービス改革基本法が定められ、市民課窓口業務が民間事業者へ委託することができるようになりました。市としても行財政改革のため、委託できるところは民間委託していくことになり、プロポーザルで委託業者の選定を行っています。特に個人情報の保護については、契約する際に個人情報保護の規定を盛り込んでおり、個人情報保護条例・規則の順守をうたっています。実施機関と同様に民間事業者も罰則が適用され、また民間業者にも誓約書を提出させ、従事者にも誓約書の提出をさせています。住民票等に関わるシステムを使って業務を行うが、システムを操作した記録についてもログを取り、管理しています。25年度から委託業務を拡大することになり、今回付議させていただきました。

【委員】市の個人情報保護条例で罰則はありますか。

【市民課】第38条で「実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けて個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」と規定されています。また第39条には「個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と規定され、委託業者にも適用されます。

【委員】委託の仕様書には、その条文が明記されていませんが、業者はその罰則について認識がありますか。

【市民課】委託契約約款の中に条文を入れています。個人情報の流出については市としても危惧しており、十分に注意しています。

【委員】仕様書の「8受注者の要件」にISMSやプライバシーマーク取得を要件としているようですが、プライバシーマークを取得していても情報漏えいはあり得ます。ただ、意識は高い業者であるとは言えます。個人情報保護法が求めているものよりも高い意識を有する業者とも言えますので、かなり信頼をすることはできるのかなと思います。ただ、実際の現場での監督はしっかりと行う必要があります。

【委員】市では、各地区のコミュニティ・センター（以下「コミセン」）で住民票の交付業務を行っていますが、それとの関係はどうなっていますか。

【市民課】コミセンでは、テレビ電話を利用し、市役所市民課とコミセン窓口を繋ぎ、住民票と印鑑証明の発行を行っています。それについても委託契約書を交わし、委託事務に係る誓約書をコミセンの事務員の方に提出いただいている。こちらも同様に守秘義務があります。

【委員】コミセン事務員個人が契約を結ぶということですか。

【市民課】契約は、コミュニティ運営協議会の会長と市の間で行い、誓約書は事務を行う方（個人）に提出していただいている。コミセンの場合は、市で発行した住民票をお客様に渡すという業務であり、市民課窓口業務のように情報端末を操作するわけではありません。

【委員】コミセン窓口でも発行された住民票をコピーすることが可能ですよね。

【市民課】そうですね。それは可能です。

【委員】コミセン事務員への指導監督もしっかり行う必要がありますね。

以上の審議の結果、第3号は、提案のとおり承認された。

第4号「平成25年度がん検診推進事業無料クーポン券印刷・封入業務の委託に係る個人情報の提供について」

【健康づくり課】提案理由を説明。

【委員】プライバシーマークを取得している業者へ委託しているということですが、誤封入というのは件数が多くなればその可能性は高くなります。その対策はとる必要があります。

【健康づくり課】封入作業は1名当たり50部で区切って実施するように仕様書を作成しています。

【委員】無料クーポン券とはどのようなものですか。

【健康づくり課】一定年齢の方のがん検診を無料で受けることができますよという券です。年度末まで有効期限ですので、できるだけ早急に郵送する必要がある、印刷封入業務を委託により実施したいと考えています。

【委員】対象者の抽出は市で行い、業者はそれを印刷し、封入する業務を行うということですね。

【健康づくり課】クーポン券の台紙の作成を業者が行い、それに対象者の氏名等を市が印字し、また業者へ渡して、業者が封入作業を行う形です。

【委員】クーポンの利用率は、子宮頸がんが25%などとなっていますが、これは高い数字なのですか。

【健康づくり課】利用率は今後上げていくように施策を講じる必要があります。会社勤めの方は会社の検診で受診されていて、このクーポンが不要な場合もあります。受診されない理由が市で把握できていない面があります。

以上の審議の結果、第4号は、提案のとおり承認された。

第5号「平成25年度特定保健指導の電話勧奨業務の委託に係る個人情報の提供について」

【健康づくり課】提案理由を説明。平成24年度から実施している業務。

【委員】平成24年度に実施してみて、なにか問題点などはありましたか。

【健康づくり課】特に問題はありませんが、電話勧奨しても「保健指導を受ける時間が無い」という方が多く、課題だと感じている。

【委員】個人情報の観点から、「なぜ民間業者が私の電話を知っているのか、なぜ電話かけてくるのか」といった苦情はありましたか。

【健康づくり課】特にありませんでした。

【委員】40歳から74歳までという対象者について、これ以上の高齢者でも内臓脂肪型肥満はあるが、この年齢制限は法律で規定されているのですか。

【健康づくり課】75歳からは後期高齢者医療で、介護予防事業の対象とされている。後期高齢者の方であっても、相談等に応じています。

以上の審議の結果、第5号は、提案のとおり承認された。

第6号「平成25年度荒廃森林再生事業に対する意向確認業務の委託に係る個人情報の提供について」

【自然環境課】提案理由を説明。25年度についても、森林組合に委託を予定している。委託期間は平

成 2 5 年 5 月 から平成 2 5 年 1 2 月 末 ま で を 予 定 し て い る。

【委員】 2 4 年 度 の 調 査 対 象 森 林 と 2 5 年 度 の 調 査 対 象 森 林 の 地 区 が 変 更 に な る の で す ね。

【自然環境課】 2 5 年 度 は、河 東 地 区、池 野 地 区 に な り ま す。調 査 地 区 に つ い て は、釣 川 の 上 流 地 域 か ら 順 番 に 調 査 が は じ ま っ て 毎 年 下 流 に 向 か っ て い ま す。

【委員】 森林整備の知識経験がある者ということで、森林組合が委託先となっているようですが。

【自然環境課】 第 1 段 階 で 森 林 を 現 場 で 見 て 整 備 が 必 要 か を 判 断 し、そ れ か ら 課 税 台 帳 等 で 所 有 者 を 特 定 し、承 諾 を 得 る と い う 作 業 に な り ま す。

【委員】 承諾を得るというのは、何について承諾を得るということですか。

【自然環境課】 この事業を行うにあたり、協定書を市と森林所有者が結ぶことになります。参考資料にありますように、協定は 2 0 年 間 の 協 定 で、間 伐 な ど の 森 林 整 備 を 市 の 負 担 で 行 う と い う 内 容 の 協 定 で す。

【委員】 個人情報の関係で 2 4 年度の委託で問題はありましたか。

【自然環境課】 特に問題はありません。

【委員】 調査をして実際に協定を結ぶ割合はどのくらいですか。

【自然環境課】 間伐が必要な森林でも所有者が自分で実施するという方もいらっしゃいます。

【委員】 区有林があるが、なかなか手入れができない状況がある。このような制度があれば森林の整備ができるので、助かる。

【委員】 森林の所有者が維持管理できないので、所有権を放棄したいという場合は、どうなるのか。

【自然環境課】 どなたかに譲渡する方法しかない。森林組合で相談してみるといいかもしれない。

【総務課】 事務局からの補足です。昨年本件を審議していただいた際に、森林組合の個人情報保護の規定はあるのかというお尋ねがありましたが、森林組合として個人情報保護の規定は保有していましたことを報告します。

以上の審議の結果、第 6 号は、提案のとおり承認された。

第 7 号「平成 2 5 年度農地情報管理システムデータ更新業務の委託に係る個人情報の提供について」

【農業委員会】 提案理由を説明。

【委員】 この農地情報管理システムの目的とは、農業経営状態の把握ということが目的なのですか。

【農業委員会】 農地の耕作状況を把握することが目的です。農地の所有は課税台帳等で把握できますが、農地は貸し借りがあり、農地を実際に耕作している方の把握をすることが重要です。

【委員】 このシステムのデータの更新作業を業者に委託するということが、昨年も国際航業に委託するということがあったが、業者の選定はどのように行いましたか。

【農業委員会】 農地法の改正に対応するため、2 3 年度にシステムの改良を行ったが、その業者が国際航業であったため、その業者しかデータ更新をすることができない状況です。

【委員】 委託先からの個人情報の漏洩等がないように十分監督する必要がありますので、引き続き十全を期していただきたいと思います。

以上の審議の結果、第 7 号は、提案のとおり承認された。

第 8 号「平成 2 5 年度介護保険料納入通知書の製本封入業務の委託に係る個人情報の提供について」

【介護保険課】 提案理由を説明。

【委員】 2 4 年 度 の 案 件 で は、合 計 22,000 件 で 2 5 年 度 は 2,000 件 と い う こ と で す が、24 年 度 は 誤 封

入などありましたか。

【介護保険課】ありませんでした。

【委員】委託先の業者は24年度同様の業者ですか。

【介護保険課】改めて3者見積もりを徴取し、業者選定しています。

【委員】選定の際は、個人情報を取り扱う業務ということで、個人情報保護についての対応は審査していますか。

【介護保険課】業者選定はプライバシーマークを保有する者ということを要件としています。

【委員】先ほども言いましたが、プライバシーマークを保有している業者でも個人情報の漏洩はあり得るので、監督をしっかりと行ってください。

以上の審議の結果、第8号は、提案のとおり承認された。

第9号「平成25年度敬老祝金贈呈事業に係る個人情報の提供について」

【保健福祉政策課】提案理由を説明。

【委員】提供する個人情報の項目について、「世帯主名」と「自治会名」はどうして必要なのですか。

【保健福祉政策課】民生委員の担当地区がありますので、自治会名が必要です。また、世帯主名は、姓が違う世帯に敬老祝金受給者がいる場合がありますので、よりスムーズに受給者に会いに行けるように世帯主名も民生委員に提供しています。

【委員】民生委員にも守秘義務がありますので、特に問題はないかと思います。

以上の審議の結果、第9号は、提案のとおり承認された。

第10号「平成25年度し尿汲取り業務に係る個人情報の提供について」

【生活環境課】提案理由を説明。

【委員】提供する個人情報の件数が昨年に比べ100世帯減少していますが。

【生活環境課】下水道の整備が進み、汲取り世帯が減少した地区があることによります。

【委員】提供する項目で「自治会名」や「世帯番号」は必要なのですか。

【生活環境課】平成19年度まで汲取り世帯に補助金を出していきまして、業者から市に汲取り世帯の情報を提供していただいていた。その中に自治会名があり、その自治会名を使う方が把握しやすい為に提供しています。また世帯番号も業者と市でやり取りする際に世帯番号を使うことが便利な面があります。同一の家屋の中で世帯分離して2世帯いるようなケースもあり、汲取り世帯を管理するには、この世帯番号を使うことが必要となっています。

【委員】「異動人数」「異動日」「異動事由」とは必要な情報ですか。

【生活環境課】汲取り料金は、人数によっても変動しますので、転居してきたり、出生されたり、死亡されたりすると料金が変わります。

以上の審議の結果、第10号は、提案のとおり承認された。

(2) 保有個人情報の目的外利用等に係る報告及び承認について

【総務課】今回は7件の目的外利用及び外部提供について、条例第8条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。根拠規定は条例第8条第1項第5号の市役所内部での利用に該当するものが6件で、条例第8条第1項第4号の他の地方公共団体への提供が1件です。番号1から7までを説明。

【委員】1番から6番が、本来の所管業務に用いるための個人情報を他の部署の業務に使ったという目

的外利用ですね。今回は、1番から5番は税務課が保有する情報を使ったということで、やはり税務課が保有する個人情報が多いということですね。その税務課の情報を、他の生活安全課や都市計画課や維持管理課などが利用したことを報告に対しその承認を求められています。今回の報告で、従来と異なって新規で目的外利用をしたものはありますか。

【総務課】6番の案件の国保医療課の情報を子ども家庭課がもらい、どのくらい市の経費が節減できるかという調査を行っていますが、これは初めてのケースです。

【委員】情報の件数は多いですね。この情報の目的外利用も市として経費節減を検討するために必要ということで情報をやりとりしているわけですね。

【総務課】お互いの課長名で目的外利用の申請書と承諾書を文書でやりとりして個人情報の提供を行っています。

【委員】では適正な範囲内で個人情報の目的外利用をされているということで審議会として承認とします。

【委員】7番の案件については、根拠規定が第8条第1項第4号ということで、6番までと性質が異なります。これは、第三者提供の制限を適応除外するというものですね。

【総務課】この案件は福岡県へ情報を提供しているものですが、条例第8条第1項第4号に「国、他の地方公共団体に保有個人情報を提供する場合に、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき」は提供することができるとあり、この案件はこの規定に該当すると市が判断し、県へ情報を提供したものです。

【委員】福岡県の調査実施のために、宗像市が情報を提供したということですので、他の市町村についても県が依頼をしている状況だと思います。県の利用目的の観点からみても、承認ということでもよろしいかと思います。

【委員】それでは報告された1番から7番まですべて承認とします。
審議の結果、報告事項第1号は承認された。

5 その他

次回開催日の調整

次回開催日は平成25年8月9日（金）10：00からとする。

以上会議録は、事務局の調整したのですが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成25年8月 日

会 長

署名者